

# 高松市民ブログ利用規約

高松市民ブログ利用規約は、高松市民ブログ利用者の利用条件や規則について定めたものです。高松市民ブログのご利用に当たっては、本利用規約に従ってください。

## 第1条（定義）

この利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「高松市民ブログ」：高松市とかがわユニバーサルデザイン研究会が高松市協働企画提案事業として設置し、かがわユニバーサルデザイン研究会が管理及び運営を行うブログ公開システムをいう。
- (2) 「ブログ」：ウェブサイトの形式で展開されるインターネット上の情報発信形態の一つであって、トラックバック機能を供えているものをいう。
- (3) 「本サービス」：「高松市民ブログ」において提供するサービスの総称をいう。
- (4) 「管理者」：本サービスを提供する主体である高松市及びかがわユニバーサルデザイン研究会をいう。
- (5) 「コンテンツ」：文章、画像、音声等のデジタルデータを組み合わせ、インターネット上で発信される情報の総称をいう。
- (6) 「市民ブロガー」：本サービスを利用しブログ記入を行う個人又は団体の総称。
- (7) 「パートナーメディア」：管理者が第三者と提携することにより、当該第三者が企画運営するメディア（あしたさぬき.JP <http://ashita-sanuki.jp/>）をいう。

## 第2条（市民ブロガー登録）

- 1 本サービスをご利用いただくには市民ブロガー登録が必要です。市民ブロガー登録していただいた方にはID及びパスワード（以下「アカウント」といいます）を発行します。市民ブロガー登録に際しては、市民ブロガーの皆さまの住所、氏名、メールアドレスなどの個人情報をいただきます。
- 2 市民ブロガー登録申請の際の個人情報は、必ず、正しい情報をいただく必要があります。
- 3 管理者がいただいた個人情報は別に定めるプライバシーポリシーに従って取り扱います。
- 4 親権者の同意のない未成年者の会員登録は出来ないものとします。（親権者の同意が無い旨判明した時点で会員としての一切の資格は無効とします。）
- 5 管理者は、プロバイダー責任法（正式名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）による請求があった場合、市民ブロガーの皆さまからいただいた個人情報を開示することがあります。

## 第3条（アカウントの使用停止・削除）

- 1 市民ブロガーが本利用規約の定め違反した場合、管理者は、事前の警告をすることなく、市民ブロガーアカウントの使用を一時停止し、又はアカウントを削除する場合があります。
- 2 市民ブロガーのアカウントを使用停止又は削除したことによる損害の賠償は致しません。

#### 第4条（利用料金）

- 1 本サービスの利用料金は無料です。

#### 第5条（通知方法）

管理者は、市民ブロガーに対する郵送またはメール連絡等を、市民ブロガー登録に際して入力していただいた情報に則って行います。市民ブロガー登録された情報に誤りがあるために、必要な情報等が市民ブロガーに届かない場合、管理者は責任を負いません。

#### ●第6条（パートナーメディアとの連携）

ブログ運営に関わるその他の規定は、パートナーメディアの定める以下の規定に従うものとします。

<http://ashita-sanuki.jp/contents/pdf/riyoukiyaku20150101.pdf>

#### 附 則

この利用規約は、平成19年12月 1日から施行する。

改訂 平成20年 6月19日

改訂 平成21年11月13日

改定 平成26年12月 1日